

市区町村名：吾妻郡長野原町

中之条税務署

音順	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
お	応桑	池ノ塚、ウルイ塚	%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
		1 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり214円以上のものについてはその評価額を214円とみなして右の倍率を適用する。)	40	6.3	—	—	中 6.3	中 6.3		
		2 上記以外の地域	30	1.1	純 5.7	純 19	純 7.7	純 7.7		
		新田、田通								
		1 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり289円以上のものについてはその評価額を289円とみなして右の倍率を適用する。)	40	6.4	—	—	中 6.4	中 6.4		
		2 上記以外の地域	30	1.1	純 3.9	純 15	純 7.7	純 7.7		
		小菅、田通原								
		1 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり264円以上のものについてはその評価額を264円とみなして右の倍率を適用する。)	40	6.8	—	—	中 6.8	中 6.8		
		2 上記以外の地域	30	1.1	純 5.7	純 19	純 7.7	純 7.7		
		御所平								
		1 1984番地								
		(1) 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり664円以上のものについてはその評価額を664円とみなして右の倍率を適用する。)	40	5.6	—	—	中 5.6	中 5.6		
		(2) 上記以外の地域	30	1.1	純 5.7	純 20	純 7.7	純 9.1		
		2 上記以外の地域								
(1) 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり239円以上のものについてはその評価額を239円とみなして右の倍率を適用する。)	40	6.4	—	—	中 6.4	中 6.4				
(2) 上記以外の地域	30	1.1	純 5.7	純 20	純 7.7	純 9.1				



市区町村名：吾妻郡長野原町

中之条税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
お	大津	(1) 国道145号線沿、国道145号線バイパス沿、国道292号線沿	30	1.1	中 6.2	中 11	中 5.8	中 11		
		(2) 上記以外の地域	30	1.1	純 4.1	純 5.7	純 3.1	純 4.7		
か	川原畑	農業振興地域内の農用地区域								
		1 国道145号線バイパス沿			純 4.3	純 7.4				
		2 上記以外の地域			純 3.7	純 5.2				
		上記以外の地域								
		1 国道145号線バイパス沿	30	1.1	中 5.6	中 11	中 6.1	中 11		
		2 上記以外の地域	30	1.1	純 3.9	純 5.5	純 2.8	純 3.8		
	川原湯	農業振興地域内の農用地区域			純 3.6	純 8.1				
		上記以外の地域								
		1 県道林・岩下線沿	30	1.1	中 5.6	中 11	中 6.1	中 11		
		2 上記以外の地域	30	1.1	純 3.8	純 8.1	純 2.1	純 3.9		
き	北軽井沢	農業振興地域内の農用地区域								
		1 国道146号線沿			純 9.0	純 24				
		2 上記以外の地域			純 7.2	純 16				
		上記以外の地域								
		1 大屋原								
		(1) 1924番地								
		イ 大学村								
		山林（原野・牧場）又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域（※固定資産税評価額が1㎡当たり397円以上のものについてはその評価額を397円とみなして右の倍率を適用する。）	40	6.8	—	—	中 6.8	中 6.8		
		ロ 上記以外の地域								
		(イ) 山林（原野・牧場）又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域（※固定資産税評価額が1㎡当たり405円以上のものについてはその評価額を405円とみなして	40	6.5	—	—	中 6.5	中 6.5		









市区町村名：吾妻郡長野原町

中之条税務署

音順	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
き	北軽井沢	山林(原野・牧場)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり327円以上のものについてはその評価額を327円とみなして右の倍率を適用する。)	40	6.6	—	—	中 6.6	中 6.6		
		(3) 王領地の森分譲地								
		山林(原野・牧場)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり568円以上のものについてはその評価額を568円とみなして右の倍率を適用する。)	40	6.0	—	—	中 6.0	中 6.0		
		(4) 上記以外の地域								
		イ 山林(原野・牧場)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり327円以上のものについてはその評価額を327円とみなして右の倍率を適用する。)	40	6.2	—	—	中 6.2	中 6.2		
		ロ 上記以外の地域								
		(イ) 国道146号線沿	30	1.1	中 18	中 29	中 116	中 149		
		(ロ) 上記以外の地域	30	1.1	純 14	純 20	純 11	純 11		
		1 1 上記以外の地域	30	1.1	純 9.7	純 19	純 7.7	純 6.8		
		な	長野原	農業振興地域内の農用地区域						
1 遠西、町										
(1) 国道145号線沿					純 14	純 23				
(2) 上記以外の地域					純 6.7	純 11				
2 上記以外の地域					純 4.0	純 6.4				
上記以外の地域										
1 遠西、町										
(1) 国道145号線沿	40			1.1	中 21	中 33	比準	比準		
(2) 上記以外の地域	40	1.1	純 6.9	純 11	純 5.5	純 8.1				



市区町村名：吾妻郡長野原町

中之条税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等							
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼	
な	長野原	2 上記以外の地域	%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	
		(1) 国道145号線沿	40	1.1	中 6.4	中 11	中 6.6	中 13			
		(2) 吾妻川より南側の国道145号線バイパス沿	30	1.1	中 13	中 16	中 7.6	中 8.1			
	は	羽根尾	(3) 上記以外の地域	30	1.1	純 4.1	純 6.5	純 5.1	純 6.5		
			農業振興地域内の農用地区域								
			1 国道144号線沿、 国道145号線沿、 国道146号線沿			純 4.1	純 6.9				
		2 上記以外の地域			純 3.4	純 5.9					
		上記以外の地域									
		1 国道144号線沿、 国道145号線沿、 国道146号線沿	30	1.1	中 5.3	中 11	中 5.8	中 9.6			
		2 上記以外の地域	30	1.1	純 3.6	純 6.2	純 3.8	純 5.8			
林	農業振興地域内の農用地区域	1 国道145号線バイパス沿			純 4.3	純 7.4					
		2 上記以外の地域			純 3.7	純 6.4					
		上記以外の地域									
	1 国道145号線バイパス沿	30	1.1	中 5.6	中 11	中 6.1	中 11				
	2 上記以外の地域	30	1.1	純 3.9	純 6.6	純 3.1	純 4.3				
	ふ	古森	農業振興地域内の農用地区域								
1 国道146号線沿					純 3.0	純 6.4					
2 上記以外の地域					純 2.7	純 5.9					
上記以外の地域											
1 山林（原野・牧場）又は別荘地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域（※固定資産税評価額が1㎡当たり114円以上のものについてはその評価額を114円とみなして右の倍率を適用する。）		40	7.7	—	—	中 7.7	中 7.7				
2 上記以外の地域											
(1) 国道146号線沿	30	1.1	中 4.1	中 8.7	中 6.9	中 9.6					

市区町村名：吾妻郡長野原町

中之条税務署

音順	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
ふ	古森	(2) 上記以外の地域	30	1.1	純 2.9	純 6.1	純 5.8	純 6.5		
よ	与喜屋	農業振興地域内の農用地区域								
		1 国道145号線バイパス沿、 国道146号線沿			純 4.5	純 12				
		2 上記以外の地域			純 3.5	純 8.7				
		上記以外の地域								
		1 国道145号線バイパス沿、 国道146号線沿	30	1.1	中 5.5	中 15	中 8.8	中 11		
		2 上記以外の地域	30	1.1	純 3.6	純 8.7	純 5.8	純 6.9		
	横壁	農業振興地域内の農用地区域								
		1 国道145号線バイパス沿			純 4.4	純 7.2				
		2 上記以外の地域			純 4.3	純 4.3				
		上記以外の地域								
		1 国道145号線バイパス沿	30	1.1	中 5.4	中 11	中 5.8	中 9.6		
		2 上記以外の地域	30	1.1	純 4.4	純 4.4	純 4.0	純 4.7		